

第 3 8 回 議 会 運 営 委 員 会

と き 令和 2 年 8 月 2 7 日 (木)

午前 1 0 時

と ころ 第 2 委 員 会 室

付 議 事 項

1 令和 2 年 第 3 回 (9 月) 定 例 会 に 関 す る 事 項 に つ い て

(1) 会 期 案 に つ い て

9 月 1 日 (火) から 9 月 2 4 日 (木) ま だ の 2 4 日 間

議 案 件 名 . . . **資 料 1**

(2) 議 事 日 程 案 に つ い て . . . **資 料 2**

(3) 陳 情 ・ 要 望 書 等 の 取 扱 い に つ い て . . . **資 料 3**

- ・ 人 生 百 年 時 代 に お け る シ ル バ ー 人 材 セ ン タ ー の 決 意 と 支 援 の 要 望
- ・ 陳 情 書 (山 田 伸 幸 議 員 の 山 陽 小 野 田 市 議 会 議 員 政 治 倫 理 条 例 違 反 嫌 疑 及 び 議 会 健 全 化 の 取 り 組 み に つ い て)

(4) 「新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 の 影 響 に 伴 う 地 方 財 政 の 急 激 な 悪 化 に 対 し 地 方 税 財 源 の 確 保 を 求 め る 意 見 書 の 提 出 に つ い て (お 願 い)」 の 取 扱 い に つ い て . . . **資 料 4**

全 国 市 議 会 議 長 会 か ら の 要 望 書 等 に つ い て は、申 し 合 わ せ 事 項 2 8 に よ り 行 う。

(議 長 会 等 か ら の 要 請 に よ る 議 案 の 提 出 者 等)

28 議 長 会、執 行 部 等 か ら 意 見 書 案、決 議 案 の 議 決 の 要 請 が あ っ た と き は、議 運 で 取 扱 い を 協 議 す る。

議 運 で 議 案 と し て 上 程 す る こ と を 決 定 し た 場 合、そ の 提 出 者 に つ い て は、全 議 員 一 致 で 行 う と き は、申 し 合 わ せ 事 項 2 7 の 例 に よ り、そ う で な い と き は、議 運 の 委 員 長 が 提 出 者、そ の 他 の 議 運 の 委 員 が 賛 成 者 と な る。

2 市 議 会 議 員 の 発 言 に つ い て . . . **資 料 5**

3 そ の 他

全 員 協 議 会 の 開 催 日 9 月 1 日 (火) 午 前 9 時 3 0 分 議 運 決 定 事 項

令和 2 年第 3 回（9 月）定例会議案名

● 市長提出議案（議案 21 件、報告 1 件）

○総務文教常任委員会所管（2 件）

- (1) 議案第 91 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について（総務）
- (2) 議案第 93 号 山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の制定について（税務）

○民生福祉常任委員会所管（5 件）

- (1) 議案第 80 号 令和元年度山陽小野田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（国保）
- (2) 議案第 81 号 令和元年度山陽小野田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（高齢）
- (3) 議案第 82 号 令和元年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（国保）
- (4) 議案第 85 号 令和元年度山陽小野田市病院事業決算認定について（病院）
- (5) 議案第 90 号 令和 2 年度山陽小野田市病院事業会計補正予算（第 1 回）について（病院）

○産業建設常任委員会所管（12 件）

- (1) 議案第 79 号 令和元年度山陽小野田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について（都市）
- (2) 議案第 83 号 令和元年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について（農林）
- (3) 議案第 84 号 令和元年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算認定について（公営）
- (4) 議案第 86 号 令和元年度山陽小野田市水道事業決算認定について（水道）

- (5) 議案第 87 号 令和元年度山陽小野田市工業用水道事業決算認定について (水道)
- (6) 議案第 88 号 令和元年度山陽小野田市下水道事業決算認定について (下水)
- (7) 議案第 92 号 山陽小野田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について (人事)
- (8) 議案第 94 号 山陽小野田市本社機能移転促進条例の制定について (商工)
- (9) 議案第 95 号 山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について (水道)
- (10) 議案第 96 号 山陽小野田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (水道)
- (11) 議案第 97 号 令和元年度山陽小野田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について (水道)
- (12) 議案第 98 号 令和元年度山陽小野田市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について (水道)

○一般会計予算決算常任委員会所管 (2 件)

- (1) 議案第 78 号 令和元年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定について (財政)
- (2) 議案第 89 号 令和 2 年度山陽小野田市一般会計補正予算 (第 11 回) について (財政)

○報告 (1 件)

- (1) 報告第 5 号 令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率について (財政)

●行政報告

- (1) 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の令和元年度決算概要及び令和 2 年度事業計画概要について (大学)

令和 2 年第 3 回（9 月）定例会議事日程（案）

月	日	曜	開議時刻	会議名	摘 要
9	1	火	午前 10 時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会期の決定 ・諸般の報告（行政報告、事務報告） ・報告 1 件を報告及び質疑 ・議案 21 件を一括上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託
			本会議終了後	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・一般会計予算決算常任委員会
			一般会計委員会 終了後	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・一般会計予算決算常任委員会 ・新型コロナウイルス感染症対策分科会
9	2	水	午前 9 時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・総務文教常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会 ・民生福祉常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会
9	3	木	午前 9 時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・総務文教常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会 ・産業建設常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会
9	4	金	午前 9 時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・民生福祉常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会 ・産業建設常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会
9	5	土		休 会	
9	6	日		休 会	
9	7	月	午前 10 時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・一般会計予算決算常任委員会理科大分科会

9	8	火		委員会	・予備日
9	9	水	午前9時30分	本会議	・一般質問（人）
9	10	木	午前9時30分	本会議	・一般質問（人）
9	11	金	午前9時30分	本会議	・一般質問（人）
9	12	土		休会	
9	13	日		休会	
9	14	月	午前9時30分	本会議	・一般質問（人）
9	15	火	午前9時30分	本会議	・一般質問（人）
9	16	水		休会	・議事整理日
9	17	木		休会	・議事整理日
9	18	金	午前10時	委員会	・一般会計予算決算常任委員会
9	19	土		休会	
9	20	日		休会	
9	21	月		休会	・敬老の日
9	22	火		休会	・秋分の日
9	23	水		休会	・議事整理日
9	24	木	午前10時	本会議	・付託案件に対する委員長報告、質疑、 討論及び採決 ・閉会中の調査事項について

山陽小野田市議会議長
小野 泰様



人生百年時代におけるシルバー人材センターの決意と支援の要望

我が国においては、人口減少、少子高齢化が進展し、人生百年時代を迎えた今、誰もが生涯現役で活躍できる社会の実現が求められています。

シルバー人材センターは、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献しています。

昨年十二月に政府がまとめた「全世代型社会保障検討会議中間報告」においても、元気で意欲あふれる高齢者が、その能力を十分に発揮し、年齢にかかわらず活躍できる社会を創る必要性が指摘されており、シルバー人材センターの果たす役割の重要性と地域社会の期待は一層大きなものとなっております。

こうした国の施策の実現や、地方自治体の施策、地域社会の期待に応えるべく、私たちは今、平成三十年度から令和六年度までの七年間を期間とする「第二次会員百万人達成計画」を踏まえ、会員拡大、とりわけ女性会員の拡大の取組を強力に推進しているところです。

また、「自主・自立、共働・共助」という理念のもと、高齢者の安全就業を確保し、国が定めた適正就業ガイドラインを順守しつつ、

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業など要支援高齢者に対する支援事業
 - ② 放課後児童クラブの担い手など子育て中の現役世代や子供たちへの支援事業
 - ③ 人手不足や働き方改革に取り組む地元企業に向けたシルバー派遣等の事業
 - ④ 空き家管理、遊休地を活用した農園事業など地域の課題解決に資する事業
- 等を重点に取り組み、地域社会の発展と就業意欲のある高齢者の受け皿としての役割を果たしてまいりたいです。

つきましては、令和三年度のシルバー人材センター事業の推進のために必要なセンターに対する補助金等の確保を要望いたします。

特に、国においては一般会計をはじめとした補助金の確保、また、都道府県・市区町村においては国の補助金と同額以上の補助金の確保、さらには、センターに対する市区町村等の公共からの事業発注の確保について、強く要望いたします。

また、令和五年十月に導入予定の消費税における「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」について、シルバー人材センター事業に及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営が可能となる措置を要望いたします。

令和 二年 八月十八日

公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会

令和 二 年 度 定 時 総 会

公益社団法人山陽小野田市シルバー人材センター

公益社団法人	全国シルバー人材センター事業協会	会長	金子順一
公益社団法人	北海道シルバー人材センター連合会	会長	下村英敏
公益社団法人	青森県シルバー人材センター連合会	会長	波岸正
公益社団法人	岩手県シルバー人材センター連合会	会長	佐々木明敏
公益社団法人	宮城県シルバー人材センター連合会	会長	白川由利枝
公益社団法人	秋田県シルバー人材センター連合会	会長	小野忠儀
公益社団法人	山形県シルバー人材センター連合会	会長	鹿間康
公益社団法人	福島県シルバー人材センター連合会	会長	川浪廣次
公益社団法人	茨城県シルバー人材センター連合会	会長	綿坂剛
公益財団法人	栃木県シルバー人材センター連合会	理事長	富田哲夫
公益財団法人	群馬県長寿社会づくり財団	副理事長	川原武男
公益財団法人	いきいき埼玉	理事長	永沢映
公益社団法人	千葉県シルバー人材センター連合会	会長	下村精哉
公益財団法人	東京しごと財団	理事長	小沼博靖
公益社団法人	神奈川県シルバー人材センター連合会	理事長	山中森勝
公益社団法人	山梨県シルバー人材センター連合会	会長	小林信保
公益社団法人	新潟県シルバー人材センター連合会	会長	若林孝
公益社団法人	富山県シルバー人材センター連合会	会長	久世浩
公益社団法人	石川県シルバー人材センター連合会	会長	桶川秀志
公益社団法人	福井県シルバー人材センター連合会	会長	高山浩充
公益社団法人	長野県シルバー人材センター連合会	会長	酒井登
公益社団法人	岐阜県シルバー人材センター連合会	会長	浅野壽
公益社団法人	静岡県シルバー人材センター連合会	会長	深田勝
公益社団法人	愛知県シルバー人材センター連合会	会長	伊藤容子
公益社団法人	三重県シルバー人材センター連合会	会長	安藤定紀
公益社団法人	滋賀県シルバー人材センター連合会	会長	平田正男
公益社団法人	京都府シルバー人材センター連合会	会長	石黒善治
公益社団法人	大阪府シルバー人材センター協議会	会長	高寺壽
公益社団法人	兵庫県シルバー人材センター協議会	会長	高島隆三郎
公益社団法人	奈良県シルバー人材センター協議会	会長	宇田秀子
公益社団法人	和歌山県シルバー人材センター連合会	会長	中田元成
公益社団法人	鳥取県シルバー人材センター連合会	会長	山脇誠
公益社団法人	島根県シルバー人材センター連合会	会長	糸賀耕一
公益社団法人	岡山県シルバー人材センター連合会	会長	川野豊
公益社団法人	広島県シルバー人材センター連合会	会長	山崎昌弘
公益社団法人	山口県シルバー人材センター連合会	会長	大田良充
公益社団法人	徳島県シルバー人材センター連合会	会長	森本勝
公益社団法人	香川県シルバー人材センター連合会	会長	佐保光宥
公益社団法人	愛媛県シルバー人材センター連合会	理事長	大塚岩男
公益社団法人	高知県シルバー人材センター連合会	会長	古味勉
公益社団法人	福岡県シルバー人材センター連合会	会長	内田敏夫
公益社団法人	佐賀県シルバー人材センター連合会	会長	山口雅久
公益社団法人	長崎県シルバー人材センター連合会	会長	吉木信一郎
公益社団法人	熊本県シルバー人材センター連合会	会長	西島喜義
公益社団法人	大分県シルバー人材センター連合会	会長	右田芳明
公益社団法人	宮崎県シルバー人材センター連合会	会長	清田則幸
公益社団法人	鹿児島県シルバー人材センター連合会	会長	柿元孝志
公益社団法人	沖縄県シルバー人材センター連合会	会長	翁長盛正

人生百年時代におけるシルバー人材センターの決意と支援の要望（補足）

平素、シルバー人材センター事業につきましては、種々御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、要望書にある補助金及び事業受注の状況は下記のとおりです。財政厳しき折、誠に恐縮ですが、シルバー人材センター事業へのさらなる御理解と御支援をお願い申し上げます。

記

1 補助金の確保について

引き続きの御配慮をお願い申し上げます。

(1) 令和2年度補助金

市：8,639千円（運営費5,339千円、サポート事業費3,300千円）

国：8,639千円（運営費5,339千円、サポート事業費3,300千円）

(2) 運営費の交付限度額

5,339千円（交付限度額表のBランク）

Bランクとは、令和2年度の場合、平成28年度～平成30年度の年度末平均が、会員数で399人以上、就業延人員数で3,283人以上であることですが、当センターの場合、会員数は485人、就業延人員数3,655人です。

(3) サポート事業費の交付限度額

19,000千円（交付限度額算出表の得点16点）

得点は、令和元年11月末時点の会員数及び派遣就業延人員の実績により得点算出表から算出されます。当センターの場合、会員数500人でその得点は4点（381人～507人）、派遣就業延人員の実績（年度換算実績）は7,509人（7,074人～7,716人）でその得点は12点となり、合計16点となります。

したがって、交付額と交付限度額の差額は、15,700千円（19,000千円－3,300千円）となります。

なお、国の補助金交付額は、交付限度額以下かつ市の補助金交付額以下となります。

2 公共からの事業発注の確保について

引き続きの御配慮をお願い申し上げます。

(1) 市から受注事業については、小学校・公民館等の施設管理・清掃、公園管理（指定管理）、市道における街路樹（低木）等の剪定管理、市有地の除草等があります。

主なる受注業務の令和2年度の契約金額（年額）は、

ア 学校施設管理業務 19,445千円

- イ 公民館施設管理業務 14,063千円
- ウ 公民館清掃業務 3,506千円
- エ 高千帆福祉会館施設管理業務 2,353千円+924千円(夜間)
- オ 水道局宿日直業務 4,998千円
- カ 雇用能力開発支援センター施設管理業務 2,987千円(清掃を含む。)
- キ 青年の家施設管理業務 1,542千円(清掃を含む。)
- ク 山陽勤労青少年ホーム施設管理業務 1,393千円
- ケ 図書館分館管理業務 665千円
- コ 給食センター清掃業務 518千円
- サ 歴史民俗資料館清掃業務 219千円
- シ 市営住宅使用料収納業務 2,919千円
- ス 下水道使用料収納業務 464千円
- セ 指定管理業務 40,388千円
- ソ 市道における街路樹(低木)等の剪定管理、市有地の除草等は個別に契約

(2) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う影響について

新型コロナウイルス感染症による受注業務の減少は全般的にはあると考えられますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、3月から5月にかけて実施された市の施設の休業の影響は大きく、特に、学校及び公民館の施設管理業務の減額(金額、率)は際立っているように思います。

学校等の施設管理業務は、当センターの統計上の職群は「管理群」となりますので、添付資料の同群と全職群の「就業延人員」(以下「人員」という。)及び「契約金額」(以下「金額」という。)の前年同月比較は次のとおりです。

ア 2月(施設休業等なし)は、全職群の人員252人(10%)の減に対して33人(4%)の増、金額105千円(1%)の増に対して726千円(15%)の増となっている。

イ 3月(施設休業等あり)は、全職群の人員831人(31%)の減に対して722人(72%)の減(全職群の減に占める割合87%)、金額3,952千円(22%)の減に対して3,646千円(65%)の減(全職群の減に占める割合92%)となっている。

ウ 4月(施設休業等あり)は、全職群の人員885人(32%)の減に対して824人(82%)の減(全職群の減に占める割合93%)、金額4,377千円(31%)の減に対して4,333千円(74%)の減(全職群の減に占める割合99%)となっている。

エ 5月(施設休業等あり)は、全職群の人員1,051人(34%)の減に対して642人(63%)の減(全職群の減に占める割合61%)、金額5,

567千円(34%)の減に対して3,442千円(57%)の減(全職群の減に占める割合62%)となっている。

オ 6月(施設休業等なし)は、全職群の人員179人(5%)の減に対して47人(5%)の減(全職群の減に占める割合26%)、金額437千円(3%)の減に対して391千円(7%)の減(全職群の減に占める割合89%)となっている。

(3) 要望について

上記(2)から、

ア 2月は、全職群とも例年(通常)どおりの受注であったと考えられます。

イ 3月は、「サービス群」や「一般作業群」にも新型コロナウイルス感染症の影響が若干はあったかもしれませんが、「管理群」はへの影響が顕著であったと考えられます。

ウ 4月は、全職群の人員や金額の減は、「管理群」のそれとほぼ同じなので、「管理群」以外の職群には新型コロナウイルス感染症の影響はほとんどなかったと考えられます。

エ 5月は、金額について「技能群」と「一般作業群」でそれぞれ100万円程度の減となっていますが、それぞれの職群の担当職員の異動によるものと考えられます。「管理群」の人員、金額は、4月と比較するとその減少幅はいずれも小さくなっているものの、新型コロナウイルス感染症の影響が顕著であったと考えられます。

オ 6月は、新型コロナウイルス感染症の影響が若干あるものの、例年(通常)の受注に戻ってきたものと考えられます。

県内の他センターにおける施設管理業務について、労働基準法の適用を受けない委任契約にもかかわらず、休業手当相当額の補償があった例や代替業務を受注した例、また、ほとんど休業がなかった例もあったと聞いています。今後も、新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波も懸念されることから、休業となった場合の施設管理業務のあり方に御配慮をお願い申し上げます。また、山陽勤労青少年ホームについては、次年度以降の施設管理業務がなくなるとのことから、追加業務についての御配慮を併せてお願い申し上げます。

3 適格請求書等保存方式(インボイス制度)について

市へ要望する事項でないことは承知しておりますが、別紙「解説：消費税・適格請求書等保存方式(インボイス制度)に関する要望」のとおりお力添えをお願い申し上げます。

なお、当センターが新たに負担するとした場合の消費税額は、令和元年度事業実績に基づき試算すれば、14,750千円になると見込まれますが、当該年度の当

期一般正味財産増減額は631,285円ですので、配分金に係る消費税を負担することは不可能です。また、当該年度末の正味財産期末残高は、15,786,242円ですが、これにより消費税を負担すれば、財団法人でなくとも法人運営が困難になると考えます。

添付資料(請負、委任)

月	職群	就業延人員 (日人)					契約金額 (円)				
		R2年	R1年	増減	増減率	占有率	R2年	R1年	増減	増減率	占有率
6月	技能群	364	342	22	6.43%	-12.29%	2,178,576	2,062,641	115,935	5.62%	-26.52%
	事務整理群	0	20	▲ 20	-100.00%	11.17%	0	69,993	▲ 69,993	-100.00%	16.01%
	管理群	903	950	▲ 47	-4.95%	26.26%	4,982,069	5,373,348	▲ 391,279	-7.28%	89.49%
	折衝外交群	72	76	▲ 4	-5.26%	2.23%	296,591	291,202	5,389	1.85%	-1.23%
	一般作業群	1,748	1,886	▲ 138	-7.32%	77.09%	8,638,936	8,764,112	▲ 125,176	-1.43%	28.63%
	サービス群	34	26	8	30.77%	-4.47%	77,253	49,351	27,902	56.54%	-6.38%
	合計	3,121	3,300	▲ 179	-5.42%	100.00%	16,173,425	16,610,647	▲ 437,222	-2.63%	100.00%
5月	技能群	207	331	▲ 124	-37.46%	11.80%	1,289,953	2,205,947	▲ 915,994	-41.52%	16.45%
	事務整理群	0	18	▲ 18	-100.00%	1.71%	0	58,383	▲ 58,383	-100.00%	1.05%
	管理群	380	1,022	▲ 642	-62.82%	61.08%	2,650,688	6,092,912	▲ 3,442,224	-56.50%	61.83%
	折衝外交群	73	72	1	1.39%	-0.10%	296,591	291,202	5,389	1.85%	-0.10%
	一般作業群	1,380	1,638	▲ 258	-15.75%	24.55%	6,436,426	7,571,639	▲ 1,135,213	-14.99%	20.39%
	サービス群	21	31	▲ 10	-32.26%	0.95%	66,630	87,053	▲ 20,423	-23.46%	0.37%
	合計	2,061	3,112	▲ 1,051	-33.77%	100.00%	10,740,288	16,307,136	▲ 5,566,848	-34.14%	100.00%
4月	技能群	189	181	8	4.42%	-0.90%	983,887	1,167,158	▲ 183,271	-15.70%	4.19%
	事務整理群	0	18	▲ 18	-100.00%	2.03%	0	59,806	▲ 59,806	-100.00%	1.37%
	管理群	179	1,003	▲ 824	-82.15%	93.11%	1,509,481	5,842,215	▲ 4,332,734	-74.16%	98.99%
	折衝外交群	73	76	▲ 3	-3.95%	0.34%	296,591	291,202	5,389	1.85%	-0.12%
	一般作業群	1,416	1,425	▲ 9	-0.63%	1.02%	7,025,328	6,714,549	310,779	4.63%	-7.10%
	サービス群	9	48	▲ 39	-81.25%	4.41%	14,247	131,473	▲ 117,226	-89.16%	2.68%
	合計	1,866	2,751	▲ 885	-32.17%	100.00%	9,829,534	14,206,403	▲ 4,376,869	-30.81%	100.00%
3月	技能群	188	63	125	198.41%	-15.04%	1,145,371	319,046	826,325	259.00%	-20.91%
	事務整理群	19	18	1	5.56%	-0.12%	64,299	57,935	6,364	10.98%	-0.16%
	管理群	285	1,007	▲ 722	-71.70%	86.88%	1,996,252	5,642,603	▲ 3,646,351	-64.62%	92.26%
	折衝外交群	78	74	4	5.41%	-0.48%	296,596	282,174	14,422	5.11%	-0.36%
	一般作業群	1,251	1,402	▲ 151	-10.77%	18.17%	10,614,135	11,358,425	▲ 744,290	-6.55%	18.83%
	サービス群	19	107	▲ 88	-82.24%	10.59%	43,527	452,049	▲ 408,522	-90.37%	10.34%
	合計	1,840	2,671	▲ 831	-31.11%	100.00%	14,160,180	18,112,232	▲ 3,952,052	-21.82%	100.00%

添付資料(請負、委任)

月	職群	就業延人員 (日人)					契約金額 (円)				
		R2年	R1年	増減	増減率	占有率	R2年	R1年	増減	増減率	占有率
2月	技能群	190	224	▲ 34	-15.18%	13.49%	1,206,773	1,501,624	▲ 294,851	-19.64%	-281.68%
	事務整理群	21	28	▲ 7	-25.00%	2.78%	110,828	157,629	▲ 46,801	-29.69%	-44.71%
	管理群	922	889	33	3.71%	-13.10%	5,540,393	4,814,059	726,334	15.09%	693.89%
	折衝外交群	69	74	▲ 5	-6.76%	1.98%	296,593	282,173	14,420	5.11%	13.78%
	一般作業群	1,128	1,272	▲ 144	-11.32%	57.14%	7,010,250	6,890,959	119,291	1.73%	113.96%
	サービス群	15	110	▲ 95	-86.36%	37.70%	25,682	439,399	▲ 413,717	-94.16%	-395.24%
	合計	2,345	2,597	▲ 252	-9.70%	100.00%	14,190,519	14,085,843	104,676	0.74%	100.00%

添付資料(派遣)

月	就業延人員 (日人)					契約金額 (円)				
	R2年	R1年	増減	増減率		R2年	R1年	増減	増減率	
6月	560	575	▲ 15	-2.61%		3,095,959	3,385,073	▲ 289,114	-8.54%	
5月	497	514	▲ 17	-3.31%		2,608,408	3,003,677	▲ 395,269	-13.16%	
4月	543	565	▲ 22	-3.89%		2,924,375	3,248,628	▲ 324,253	-9.98%	
3月	699	483	216	44.72%		3,766,950	2,897,750	869,200	30.00%	
2月	683	438	245	55.94%		3,770,718	2,546,159	1,224,559	48.09%	

解説：消費税・適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する要望

令和五年十月に導入予定の消費税に置ける「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」について、シルバー人材センター事業に及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営が可能となる措置を要望いたします。

消費税については、令和元年10月から食料品等を除き10%に引き上げられ、さらに、令和5年10月からはインボイス制度が導入される予定です。

シルバー人材センターが会員に支払う「配分金」には消費税が含まれていますが、インボイス制度では、免税事業者との取引については消費税に係る仕入控除が認められなくなります。

センターの会員は、ほぼ全員が免税事業者であることから、インボイス制度が導入されると、仕入控除が認められないことになり、センターは、配分金に含まれる消費税相当額を新たに負担し、納税する必要があります。

〇〇〇シルバー人材センターが新たに負担する金額 _____ 円（年間）

（令和元年度事業実績に基づき試算）

しかし、シルバー人材センターは公益法人であり、「収支相償」の原則もあることから剰余金もなく、この新たなコストを負担することは到底できません。このため、予定通りインボイス制度が導入されると、センターでは事務局体制を維持し事業運営を行っていくことが出来なくなる恐れがあります。

については、通常取引とは異なり、全ての取引が会員とセンターとの間でのみ行われること、また、会員が生きがい就労の対価として得る配分金の月額平均36,241円（2018年度統計）と些少である等の事情を踏まえて、シルバー人材センターの場合には、インボイス制度が導入されても、従来どおり帳簿などの簡便な方法で仕入控除が認められるような措置の導入を要望するものです。

現在、（公社）全国シルバー人材センター事業協会では、国に対して税制改正要望を行うことを検討していますが、自治体等関係者の皆様にも、こうした課題があることをご理解いただきますとともに、様々な機会を捉えてお力添えを賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

令和2年8月26日

山陽小野田市議会
議長 小野 泰様

陳情者

小野田 3929 シエロピノコーダ C-202

樋口 晋也



陳情書

主文

山田伸幸議員の山陽小野田市議会議員政治倫理条例（以下、「倫理条例」という）違反嫌疑及び議会健全化の取り組みについて下記二点について陳情します。

- ① 倫理条例第5条にあります「議員は、議員が第3条に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、これを証する資料を添えて、議員にあっては議員定数の8分の1以上の者の連署をもって、議長に対し政治倫理基準に違反する行為の存否の調査（以下「調査」という。）を請求することができる。」（一部抜粋）に基づいた適切な調査
- ② 議会全体の問題・責任として捉え、政治倫理確立のための勉強会の実施

陳情理由

山田議員は令和2年8月7日 本会議での賛成討論で市民の声を紹介するとして「記者会見の記事に対して藤田市長と兄弟で並んで記者会見をする様子には違和感を感じたなどの声が聞かれました」との発言がありました。

これは議案に全く関係なく、市長の出生が如何にあったか、誰と兄弟で父が誰か？などという下劣な話は私たち市民の酒席の会話であると思っておりますが、選挙によって議会に出られた山田議員が、選挙において選任された市長、会議所会員の総意によって選任された会頭が兄弟であることは関係ないという理屈が分からないのでしょうか。

私の弟は昔、ぐれてました。その罪を私が背負わなくてはなりませんか？私は過去に間違いを犯しました。その罪を誰が背負ってくれるのでしょうか？本人の問題だと考えています。

この山田議員の議場における発言は、説明不足や言葉が足りなかったというのではなく明らかに間違った発言です。これは倫理条例第1条の、「政治倫理の確立と向上に努め、公正で開かれ民主的な 市政の発展に寄与することを目的とする」（一部抜粋）に反しております。また、第3条「(1) 市民全体の代表者としての品位と名誉を保持し、」（一部抜粋）に抵触すると考えております。

そしてこのような発言が普通に起きている状況は議会の問題として捉えることが何より重要であり政治倫理とは何か、プライバシーとは何か、名誉棄損とは何かということを議会として学ぶ姿勢を市民に見える形で示していただきたい。そしてしっかりと学び今後の議会運営に生かすことが求められていると考えております。

以上

全議 K 第 5 号
令和 2 年 8 月 6 日

市議会事務局長 各位

全国市議会議長会
事務総長 滝本純生

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し
地方税財源の確保を求める意見書の提出について（お願い）

平素、本会の運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先般 6 月 30 日に開催された本会理事会においては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、各市議会が地方税財源の確保を求める意見書を採択、国会・政府に提出いただくことについて、ご了承を得たところであります。

その後も、感染症の世界的な蔓延は続き、国内でも「緊急事態宣言」解除後、再び感染者数が急増する傾向にあるなど、依然として先行きが見通せない状況にあります。

社会経済活動は段階的に回復されつつあるものの、本年は大幅な GDP の落込みが確実視されるなどわが国経済への影響は甚大であります。

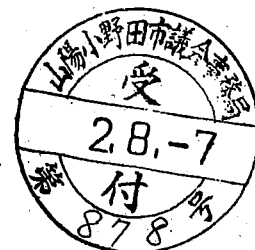
これに伴い、すでに説明しているとおり、本年度及び来年度の地方財政も地方税・地方交付税の減収などにより巨額の財源不足を生じ、これまでにない厳しい事態に陥ることが予想されます。

そのような中、今後、中小企業対策として、固定資産税の政策減税の対象に、「家屋」「償却資産」に加えて「土地」を追加することや、人口 30 万人以上の都市等に認められている事業所税まで軽減対象とする議論が生じることが想定され、大変懸念するところであります。

本来、中小企業対策は、まずは国の責任において、歳出予算や国税でもって対応すべき性格の課題であります。

特に、固定資産税は、市町村税の極めて重要な基幹税であります。中小企業対策として広く「土地」を対象にする政策減税はこれまで例がなく、地方税収の大幅な減収が予想される中、制度の根幹に影響する見直しは到底容認することはできません。

各市議会におかれましては、6 月 30 日付け全議 K 第 3 号による野尻会長からのお願いに基づき、意見書の採択等に向けて諸準備を進めていただいているものと存じますが、上記のような情勢に鑑みまして、9 月議会において確実に意見書を採択していただきますよう、重ねてお願い申し上げますとともに、時間が許す場合には、意見書の採択・提出にあたり、すでにご提示している別添意見書ひな型案の修正部分（赤字）を反映いただけないか、格別のご配慮を賜ることができれば幸甚でございます。



なお、意見書を採択・提出していただきました議会におかれましては、大変お手数をおかけいたしますが、本会ホームページ「全国市議会議長会メンバーのページ（議会事務局の方）」→「オンライン調査・回答システム」→「意見書・決議ボックス」に入力していただきますよう、お願い申し上げます。

連絡先 全国市議会議長会
政務第一部 伊藤
TEL 03-3262-5235

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し
地方税財源の確保を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応はじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。
- 5 とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがずに影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を含め問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

〇〇都道府県〇〇市(区)議会議長 〇〇 〇〇

衆議院議長 〇〇 〇〇 殿

参議院議長 〇〇 〇〇 殿

内閣総理大臣 〇〇 〇〇 殿

内閣官房長官 〇〇 〇〇 殿

総務大臣 〇〇 〇〇 殿

財務大臣 〇〇 〇〇 殿

経済産業大臣 〇〇 〇〇 殿

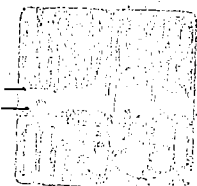
経済再生担当大臣 〇〇 〇〇 殿

まち・ひと・しごと創生担当大臣 〇〇 〇〇 殿

山 総 第 2 2 8 2 号
令和 2 年 (2020 年) 8 月 2 1 日

山陽小野田市議会議長 小 野 泰 様

山陽小野田市長 藤 田 剛 二



市議会議員の発言について

市議会議長におかれましては、二元代表制の一翼を担う市議会の代表者として、議会運営はもとより市勢発展や市民福祉の向上に御尽力されていることに対しまして深く敬意を表します。

さて、選良たる市議会議員の本会議や委員会等の公式の場における発言は、非常に重く、かつ、責任を伴うものと認識しており、私たち執行部も市議会議員の皆様に対する発言には一層の慎重を期すよう注意しております。

しかしながら、去る 8 月 7 日の 8 月臨時会本会議において、山田伸幸議員は、その討論中に「藤田市長と兄弟で並んで記者会見する様子には違和感を感じたなどの声が聞こえました」と発言されました。これは、議案に対し賛成も反対も促すものではなく、何ら討論とは関係のない不適當な発言であり、当事者を不快にさせるものであります。

上記の理由により、市議会議員の皆様に対し、本会議や委員会等の公式の場における発言については、今後も品位を保持し、責任ある発言をされることを強く指導していただきますようお願い申し上げます。

